

広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の届出及び公表事業実施要領

第1 目的

この要領は、広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の届出及び公表事業実施要綱（以下「要綱」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 届出様式及び添付書類

1 開始届

要綱第5の1に定める開始届は第1号様式に定める開始届、宿泊サービス事業所情報付表（以下「付表」という。）、別紙「宿泊サービス事業所事業開始届に係る添付書類一覧」その他添付書類により、行うものとする。

2 変更届

要綱第5の2に定める変更届は第2号様式に定める変更届、付表その他変更内容が確認できる書類により、行うものとする。

3 休止・廃止届

要綱第5の3に定める休止・廃止届は第3号様式に定める休止・廃止届により、行うものとする。

第3 届出の受付

第2で規定する届出があったときは、指定権者（要綱第2第4項で規定する「指定権者」をいう。）は、次の事項を審査し、当該届出書を受け付けする。

- ア 要綱第5又は附則2に該当する場合であること。
- イ 形式上の不備がないこと。
- ウ 記載された内容が不十分でないこと。

第4 届出内容の公表

1 要綱第7において別に定める事項とは、次の事項をいう。

(1) 第1号様式のうち次に定める事項

- ア 事業者情報のうち名称、住所
- イ 宿泊サービス事業所情報
- ウ 指定通所介護事業所等情報のうち利用定員
- エ 利用料

(2) 付表の人員配置関係に定める事項

- ア 従業者の員数等
- イ 責任者の配置のうち責任者の兼務、兼務内容
- ウ 繁忙時間帯等の体制

- エ 緊急時対応の連絡体制
- (3) 付表の設備関係に定める事項
 - ア 宿泊室
 - イ 消防設備
- (4) 付表の運営指針関係に定める事項
 - ア 重要事項を記した書類の作成
 - イ 宿泊サービス提供の記録の作成
 - ウ 宿泊サービス計画の作成
 - エ 食事の提供方法
 - オ 主治医等との連携方法
 - カ 緊急時等の対応
 - キ 宿泊サービス事業所の運営規程の策定
 - ク 従業員の勤務体制
 - ケ 非常災害時の対応
 - コ 秘密保持等の対策
 - サ 苦情処理窓口及び記録の様式
 - シ 事故発生時の対応

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月30日から施行する。